

亥鼻公園魅力向上計画策定業務委託

仕様書

1 委託件名

亥鼻公園魅力向上計画策定業務委託

2 履行機関

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

3 委託場所

亥鼻公園

千葉市中央区亥鼻1丁目6番ほか

4 目的

本委託は、亥鼻公園集会所の存する亥鼻公園における現状の取り組みや今後の課題、利用者ニーズ等を踏まえた公園の魅力向上の方向性を検討し、老朽化した集会所施設の改修等を軸とした今後の取り組みに関する計画の策定を行うものである。

業務遂行にあたっては、集会所施設の改修もしくは建て替え、その管理・運営の手法をはじめ、日本庭園などの公園施設や植栽、隣接する千葉城（千葉市郷土博物館）、千葉県文化会館などとの連携活用等、当該施設の今後のあり方及び基本計画を策定することを目的とする。

5 適用範囲

本仕様書は、千葉市が発注する「亥鼻公園基本計画策定業務委託」を受注した者が順守すべき主要な事項を示した者であり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書（第1編共通編）、千葉市予算会計規則、千葉契約規則、千葉市電子納品運用ガイドライン（業務委託編）、その他関係法令によるものとする。

6 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員配置をして、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

7 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は本業務を施行するにあたり、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに本仕様書の明記されていない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

8 施設の概要

- (1) 名称 亥鼻公園
- (2) 面積 10,293 m²
- (3) 公園施設
 - ア 亥鼻公園集会所
 - イ 茶店 (いのはな亭)
 - ウ 日本庭園
 - エ 植栽
 - オ トイレ
 - カ 園地広場
 - キ 修景施設 (手水針、井戸、景石など)
- (4) 周辺施設
 - ア 千葉県郷土博物館 (千葉城)
 - イ 千葉県文化会館 (整備中)

9 業務内容

業務については、検討の視点をもとに、以下の内容を基本とするが、受注者は対象の特性から適切な調査・分析・検討方法等を提案し、実施するものとする。

【検討の視点】

要素	検討項目
公園の魅力向上	亥鼻公園に必要な施設、その役割と機能 既存施設や周辺の資源の活用等 (大がかりな再整備の予定・計画はない)
管理運営のあり方	民間事業者による事業展開等
亥鼻公園集会所の改修または建て替え	耐震化改修と建て替え条件及び費用対効果の比較 耐震化改修または建て替えの仕様に関する検討 (集会所については、既存の機能に加えて新たな用途での活用も可能)

(1) 現状把握と課題の整理分析

- ・関連計画等の収集及び整理分析を行う。
- ・現地調査及び現状の整理分析を行う(対象施設、対象地域及びその周辺地域を含む)。
- ・アンケート調査やヒアリング等による市民・企業等からの意見徴収及び分析を行う。

(2) 亥鼻公園全体の魅力向上の方向性を検討

- ・現状分析や民間事業者による事業展開の検討を踏まえ、亥鼻公園特有の自然や歴史の魅力を引き出し、事業者や地域と共に新たな付加価値をプラスするため、その役割と機能を検討する。
- ・検討の方向性について、有識者へのヒアリングを行う。
なお、千葉市と協議のうえ選定を行う(標準として2名程度)。

(3) 亥鼻公園集会所の改修あるいは建て替えの検討

亥鼻公園集会所のあり方検討を踏まえ、老朽化しており、耐震性能の低い現在施設を耐震化改修または建て替えの必要性について、条件や費用、機能面等から比較する。また、建て替えの場合はその手法や工程等についても成果品とする。

(4) 基本計画案の作成

次に示す事項について整理し計画を作成する。なお、作成に当たっては、令和5年10月31日(火)までに中間報告を行い、発注者との協議を踏まえ成果品の提出までに必要な修正を行うこと。

- ① 基本的な考え方の整理
- ② 亥鼻公園全体の魅力向上の方向性
- ③ 亥鼻公園集会所の改修あるいは建て替えの検討
 - ・改修または建て替えの方向性
 - ・集会所の建築条件(条件、規模、構造、関連法規・条例等の取りまとめ等)
 - ・集会所の部屋数及び規模
 - ・付属施設の要否と規模
 - ・概算事業費
 - ・集会所の配置イメージ、ゾーニング等
- ④ 事業手法の検討
- ⑤ 亥鼻公園全体のイメージ

(5) 照査

- ・収集した情報と検討手法の適正照査をする。
- ・成果品の内容の適正照査をする。

(6) 打ち合わせ協議

業務開始時、中間2回程度、最終時に打ち合わせ協議を行う。

10 提供可能データ・資料

- ・ 亥鼻公園図面
- ・ 亥鼻公園集会所、茶店図面
- ・ 亥鼻公園集会所耐震診断結果報告書（紙）
- ・ 亥鼻集会所下法面測量調査委託報告書（紙）
- ・ 亥鼻公園集会所あり方検討基礎資料
- ・ マーケットサウンディング調査の結果

11 成果品

提出する成果品は以下のとおりとする。なお、受注者は発注者の指示に従い、必要とする資料について、随時提出するものとする。

- (1) 報告書（A4 判製本） 2部
- (2) 電子納品 2部
- (3) その他発注者が指示するもの